

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省 理財局）

制 度 名	金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けて、以下の必要な税制上の措置を講ずるに当たっては、<u>国債</u>についても、同様の扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社債の譲渡所得と利子所得の損益通算を認めるなど、現行の債券税制の見直しを行うこと ・ 金融商品間（株式、投資信託、預金、債券（<u>国債を含む</u>））、先物取引等）について損益通算の範囲を拡大すること ・ 損益通算に当たっては、特定口座を最大限活用すること 	
	減収見込額 （平年度）	1,736 百万円

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>個人投資家の積極的な市場参加を促すための環境整備がはかれること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>個人投資家の積極的な市場参加を促すためには、個人投資家が保有するリスク資産の損失について十分な配慮を行うなど投資家が市場へ参加しやすい税制上の環境を整えることが必要である。</p> <p>現行制度においては、金融商品間（株式、投資信託、預金、債券（<u>国債を含む</u>）、先物取引等）において損益通算の制限があるなど、個人投資家の保有するリスク資産の損失が十分な配慮を受けていない。</p> <p>また、個人の保有する債券の利子課税については、債券譲渡損失と損益通算が認められていない源泉分離課税となっており、このために個人の保有する債券の売買が敬遠されるなど、市場の拡大を阻害する課題を抱えている。</p> <p>このため、現行の債券税制について見直しを行うとともに、金融商品間（株式、投資信託、預金、債券（<u>国債を含む</u>）、先物取引等）について損益通算の範囲を拡大することが、個人投資家の積極的な市場参加を促すために必要である。</p> <p>なお、損益通算に当たっては、特定口座を最大限活用し、投資家の利便性を確保することも併せて必要となる。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>現行の債券税制を見直すとともに金融商品間の損益通算の範囲を拡大することにより、公社債市場の裾野が拡大するなど個人投資家の積極的な市場参加が促進される。</p> <p>また、損益通算に当たって、特定口座を最大限活用することは、投資家の利便性が向上され、投資家の立場に立った税制が実現することとなる。</p>										
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 1435 461 1597"> <p>政策評価体系における位置付け</p> </td> <td data-bbox="461 1435 1489 1597"> <p>政策目標 3－5：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1597 461 1727"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="461 1597 1489 1727"> <p>個人投資家の積極的な市場参加が促される環境整備が図られること</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1727 461 1856"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="461 1727 1489 1856"> <p>恒久措置とする</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1856 461 1973"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="461 1856 1489 1973"> <p>（政策の達成目標と同じ）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1973 461 2098"> <p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> </td> <td data-bbox="461 1973 1489 2098"> <p>平成 21 年度から、上場株式・公募株式投資信託等の譲渡所得と配当所得との間の損益通算が認められることとなった。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>政策目標 3－5：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>個人投資家の積極的な市場参加が促される環境整備が図られること</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置とする</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>（政策の達成目標と同じ）</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>平成 21 年度から、上場株式・公募株式投資信託等の譲渡所得と配当所得との間の損益通算が認められることとなった。</p>
<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>政策目標 3－5：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</p>										
<p>政策の達成目標</p>	<p>個人投資家の積極的な市場参加が促される環境整備が図られること</p>										
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置とする</p>										
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>（政策の達成目標と同じ）</p>										
<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>平成 21 年度から、上場株式・公募株式投資信託等の譲渡所得と配当所得との間の損益通算が認められることとなった。</p>										

	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	新設要望のため該当せず
	租税特別措置の適用実績	新設要望のため該当せず
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	新設要望のため該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため該当せず
	これまでの要望経緯	新設要望のため該当せず